

城陽市地域公共交通計画策定業務

公募型プロポーザル募集要領

令和8年7月

城陽市地域公共交通活性化協議会

城陽市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル募集要領

1. 事業の趣旨・目的

近年の人口減少や少子高齢化、燃料高騰、運転者不足など、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

将来にわたり持続可能な地域内の公共交通を確保し、安定的な地域の旅客運送サービスを提供していくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく城陽市地域公共交通計画を策定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 城陽市地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 : 別紙「城陽市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書は発注者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された事業者の提案内容に応じて仕様を変更することがある。
- (3) 契約期間 : 次の2年度間において、単年度契約による業務委託を予定。
 - 令和8年度：契約日から令和9年3月31日まで
 - 令和9年度：契約日から令和10年3月31日まで

※計画策定期間は令和8年度から令和9年度までの2か年であるが、業務内容で区切れるため単年度契約とする。令和9年度については計画策定業務として、令和9年度予算が成立し、令和8年度の成果を踏まえ、予算の範囲内で令和8年度受託者と契約する予定である。

- (4) 委託上限額：15,239千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約は単年度で行い、委託料の支払いは各年度予算額の範囲内で行うものとする。

上記の金額は令和8年度から令和9年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

令和8年度：9,258,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度：5,981,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和9年度については現時点での予定額であり、予算の成立状況や事業内容の見直し等により、変更（減額等）となる場合がある。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者に

あつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 業務実績として、過去 3 年以内に地方公共団体等が発注する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画を元請けとして履行した実績があること。
- (8) 受託者は、事業期間中、当該法人又は個人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり次の条件を満たす技術者を管理技術者、照査技術者、担当技術者として配置すること。

ア 管理技術者及び照査技術者

技術士（「技術部門：総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画」

または「技術部門：建設部門 選択科目：都市及び地方計画」）の資格を有し、

地域公共交通計画策定の業務実績を有する者でなければならない。なお、管理技術者が照査技術者を兼務することはできない。

イ 担当技術者

担当技術者は、地域公共交通計画策定の業務実績を有する者でなければならない。

なお、照査技術者が担当技術者を兼務することはできない。

4. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
城陽市地域公共交通活性化協議会事務局（城陽市都市整備部都市政策課）
電話 0774-56-4027 FAX 0774-56-3999
メールアドレス toshiseisaku@city.joyo.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 8 年 7 月 6 日（月）～7 月 17 日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時～午後 5 時まで）
イ 配布場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、本市ホームページからダウンロード
できる。

5. 質疑・回答

- (1) 受付期限：令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時必着
- (2) 質疑方法：電子メールにより、4.（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「城陽市地域公共交通計画策定業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日：令和 8 年 7 月 14 日（火）
- (5) 回答方法：質疑への回答は電子メールにて書面により回答する。

6. 参加表明書等の提出について

(1) 提出書類

ア 参加表明書：（様式第 1 号）
イ 会社概要書：（任意様式）※パンフレットでも可
ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（※未納の税額がないことの証明）
エ 同種業務実績調書（過去 3 年分）：（様式第 2 号）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和 8 年 7 月 6 日（月）～7 月 17 日（金）
※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。
イ 提出場所：4.（1）に同じ。
ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（一般書留、簡
易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法によ

る)。

7. 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書：(任意様式) ※概ねA4版20ページ程度とする。

イ 価格提案書(見積書)：(任意様式)

(※消費税額及び地方消費税額を除いた額を記載するとともに年度ごとの内訳も記載すること)

ウ 業務実施体制：(様式第3号)

エ 技術者の資格者証の写し

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

※「エ 技術者の資格者証の写し」は1部提出(副本不要)。

※副本7部については、事業者名および事業者名を推測できる表現を入れないようにすること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年7月6日(月)～7月24日(金)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4.(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による)。

(4) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

仕様書に示す本協議会の要求事項に固執することなく、参加者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、本業務が本協議会の要求水準以上に最大限の成果を上げるための企画提案となるよう努めること。

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は城陽市地域公共交通活性化協議会事務局規程第5条に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8. 審査方法等

(1) 審査項目および配点

別紙審査要領のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は提出した企画提案書及び価格提案書についてプレゼンテーションを実施し、審査委員からのヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーションは参加者が事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、時間は1提案者につき25分程度（提案内容の説明15分、質疑応答10分程度を想定）とする。また、追加資料については、審査の対象とならない。（プロポーザルの参加資格要件確認結果並びにプレゼンテーション及びヒアリング実施日時・場所等の詳細については、別途通知する。）

(3) 審査方法

参加者から提出された企画提案書及び価格提案書について、別紙「審査要領」に基づいて審査委員会の意見（採点等）を聴取した上で審査する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が本募集要領2.(4)の委託上限額を超える場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 城陽市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という）の示す仕様を満たさない提案を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に次の事項を記載した結果通知書により通知する。

- (1) 選定又は非選定の別
- (2) 業務名称
- (3) 当該提案者の点数
- (4) 契約候補者と点数

なお、選定結果に対する問い合わせには応じない。

10. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議会との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、協議会から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

12. 実施スケジュール

①公募型プロポーザル実施 募集要領等公開	令和8年7月6日（月） ～7月17日（金）
②募集要領等に関する質問受付	令和8年7月6日（月） ～7月10日（金）
③募集要領等に関する質問回答	令和8年7月14日（火）
④参加表明書等の提出期限	令和8年7月17日（金）
⑤提案書等の提出期限	令和8年7月24日（金）
⑥提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年7月下旬～8月上旬
⑦審査結果の通知	令和8年8月中旬
⑧業務委託契約の締結	令和8年8月下旬